

犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例（案）についての

ご意見の内容と市の考え方

対 象	犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例（案）
募集期間	令和4年6月6日(月)～令和4年6月27日(月)
公開場所	市公式ホームページ、市役所1階市民プラザ、地域協働課窓口、各出張所(城東・羽黒・楽田・池野)、市立図書館、協働プラザ
意見数	2件

※ 提出された意見は原文のまま掲載しています。

○いただいた意見・提案 <1>

条例（案）を少し読ませて頂きました。犬山行政の質の高さに感銘しております。只、“言うは易し、行ふは難し。”と言って、活動は容易ではありません。昨今は若者が不足しているのか？多忙なのか？生活に余裕が無いのだろうか。公益市民活動が低下しているように思えます。また、活動には最低限の予算が必要となります。

このような状況下の中でも、行政のサポートや支援があれば前進出来ると思います。

種々な活動の中でも、地域の特色を活かした未来指向の創造的な活動は大きく地域を活性化させ、発展増幅するものと思います。

活動を行ってみると、助成金支給が切れた状態以降の継続が難しいものですし、活動とは容易なものではないと反省する事が多いです。

どんな状況下においても市民活動が未来指向の活力を生み出すような条例案でありたい。と願います。

ほとんど行政の姿勢でありましょうか。

◆市の考え方 <1>

ご意見のとおり、活動資金や担い手の確保など非営利団体を運営し、継続的に活動していくことの難しさは、市としても認識しています。

そうした活動が、犬山のまちづくりに果たす役割はとても重要なものと考えていますので、今後、活動を生み出しやすく、また続けやすくなるよう、条例に基づく具体的な支援を検討する中で、ご意見を参考にさせていただきます。

○いただいた意見・提案 <2>

1. 今回の条例改訂による追記は、私達コミュニティ推進協議会にとっては永年の夢でありました。

今回の条例に記載される事を誇りに思い、今後の活動の原動力にしたいと思えます。

2. 別の機会で説明を聞きたいと思いますが、市民活動の一環として老人クラブ、子供会が加われない理由があれば、お聞きしたい。

◆市の考え方 <2>

1. コミュニティ推進協議会については、これまで市の総合計画で支援の位置づけを記載していましたが、地域ごとの実情を踏まえたまちづくりを推進していくにあたって、生活に密着した町内会組織をはじめ、概ね小学校区単位のコミュニティ組織の活動は欠かせないものであり、その活動をさらに活性化させていただきたいと考え、今回の条例改正の中で、定義付けや支援措置の条文を加えています。

2. 意見のありました「老人クラブや子供会」は、一般的に地域ごとで形成されており、条例案第2条第5号の「地域活動」、6号の「地域活動団体」「ウ その他、地域の自治及び生活環境の向上を目的とした地縁に基づく組織」に分類されるものと考えています。

なお、犬山市の定義する「市民活動」及び「市民活動団体」は、同条第3号、第4号に書いてある要件を満たすことが必要となります。今回の改正において、市民活動団体の登録要件が緩和されていますので、併せてご確認ください。